

# 図画工作科における〔共通事項〕の指導法 —色と形のイメージによる教育—

久保村 里正\*

## Teaching Methods of “Common Matters” in the Arts Education: Education Based on Perceptions

Risei KUBOMURA

**要旨** 〔共通事項〕は、学習指導要領では主に色や形やイメージについての教育とされているが、内容の高度化・専門化を企図したものではなく、「A 表現」、「B 鑑賞」と同列に設けられている教科の内容ではない。しかし〔共通事項〕は専門的な内容を含んでおり、教員にとって、その内容を簡単にわかりやすく指導するということは困難である。また〔共通事項〕は、平成20年改訂の学習指導要領で新しく設けられた内容であるが、その指導については確立されておらず標準的な指導の方法の確立が求められている。そこで小論では、平成29年改訂の学習指導要領に基づき〔共通事項〕に着目した、指導計画の作成方法について研究を行った。結果、学年別年間指導計画を作成するにあたって、以下を示した。①各学年、各学期への適正な時間配分、②児童の発達段階に応じた各学年、各学期への適正な材料や用具の使用割当、③児童の発達段階に応じた各学年、各学期への適正な〔共通事項〕の割当。またアーカイブされた題材を、①造形遊び、②絵や立体、③工作、④鑑賞、⑤〔共通事項〕のタグをつけて管理し、先に示された年間指導計画に選択して割り当てる方法を示した。

**キーワード**：図画工作科 教科教育 〔共通事項〕 基礎造形 造形要素

### はじめに

小論は「デジタルアーカイブによるイメージの視覚化プロセスの類型化と共通事項の標準的指導」<sup>1)</sup>を主題とする研究の一環として、図画工作科および美術科における「〔共通事項〕の標準的指導法体系」について論じる。

### I 研究の概要

小論の主題となっている〔共通事項〕とは、平成20年に改訂された学習指導要領で新たに小学校図画工作科および中学校、高等学校の美術科に設けられた、色と形によるイメージについての教育である。〔共通事項〕は、従来の「A 表現」「B 鑑賞」

の領域とは異なり、2つの領域を横断する教育内容とされていることから、学校教育現場からは標準となる指導法の確立が望まれている。

### 1 研究の背景

〔共通事項〕で取り扱われている色・形・イメージなどに関する教育・研究は、19世紀末にイギリスでおこったアート・アンド・クラフト運動や、ドイツ工作連盟の頃からみられるが、これを本格的に行ったのは、20世紀初頭にドイツ・ヴァイマルで誕生した国立バウハウスである。このバウハウスは色・形・イメージといった基礎的な美術の教育を予備課程に取り入れたことが特色であったが、その内容は早い時期に水谷武彦、川喜多煉七郎、武井勝雄らによって日本に紹介された。

\* くほむら りせい 文教大学教育学部学校教育課程美術専修

その後バウハウスは廃校となるが、1954年にバウハウスの元校長であるワルター・グロピウスが来日したことを契機に造形教育センターが設立されると、構成教育への気運が高まり、東京教育大学(現・筑波大学)を中心に日本独自の基礎造形教育(構成教育)が確立され、その後、広く全国へ普及していった。

この様に基礎造形は、専門教育としてドイツで誕生し日本に導入されたが、その後、図画工作科や美術科でも基礎造形を取り入れる気運が高まっていった。そして、昭和43年度の学習指導要領の改訂では、具体的目標として「①色や形の構成を考へて表現し鑑賞することにより、造形的な美の感覚の発達を図る。」<sup>2)</sup>という内容が盛り込まれた。しかし、その後の昭和52年の学習指導要領改訂では、従来5領域あった教科内容を「A表現」と「B鑑賞」の2領域に再編され、それにともない独立した項目としてあった「色や形の教育」が消失することとなった。

これは教科内容の専門化・高度化によって、児童・生徒の学習の実態と乖離したためだとされており、図画工作科および美術科における基礎造形導入の大きな反省点となった。

その後、平成元年、平成10年の改訂では領域に変更は無かったが、平成20年の学習指導要領の改訂では、従来の「A表現」と「B鑑賞」の2領域に加え、新たに「共通事項」という項目が設けられた。この「共通事項」は、「A表現」と「B鑑賞」の領域を横断した内容として、色や形やイメージについての教育と規定されており、これは従来、美術系の大学などで専門的に教育されてきた基礎造形に相当する。

## 2 研究の目的

ここで取り扱う「共通事項」は、あくまでも図画工作科・美術科の範疇での教育であり、内容の高度化・専門化を企図したものではない。しかし「共通事項」で扱われる基礎造形の内容は、従来の「A表現」と「B鑑賞」の領域から考えれば充

分に専門的であり、それを専門としない小学校の教員にとって、「共通事項」を簡単にわかりやすく指導するという事は難しいことだといえる。そして「共通事項」は、現行の指導案から、新規に設けられた事もあり、その指導方法が確立されていないため、教育現場でも試行錯誤が続いている状況である。また基礎造形教育に関しては、数多くの研究者により専門的な研究が多く行われているが、「共通事項」に関しては、その成立の背景からも専門的に扱いにくいいため、あまり研究がなされていないのが現状である。

そこで本研究では、図画工作科・美術科における基礎造形教育導入の失敗を参考にしながら、先行研究である「表現志向に考慮した造形メソッドの開発と、デジタルアーカイブを用いた教育及び評価」<sup>3)</sup>で開発した基礎造形教育法を基盤に、図画工作科および美術科における「「共通事項」の標準的指導法」の体系化を試みる。

## II 平成29年学習指導要領について

### 1 「共通事項」について

先に述べたように、平成20年の学習指導要領の改訂で導入された「共通事項」は、昭和43年の学習指導要領の改訂で導入が試みられた系統的学習の一部分が、その原型となっている。しかし「共通事項」は、あくまでも図画工作科・美術科の範疇での教育であり、内容の高度化・専門化を企図したものではないとされており、「A表現」、「B鑑賞」と同列に設けられている教科の内容ではない。<sup>4)</sup>平成20年度の学習指導要領では、「共通事項」を色と形のイメージによる教育とされていたが、平成29年に改訂された学習指導要領においても同様であり、以下の様に述べられている。

(第1学年及び第2学年)

「共通事項」

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色など

に気付くこと。

イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

(第3学年及び第4学年)

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。

イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

(第5学年及び第6学年)

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。

イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと<sup>5)</sup>。

これらの内容は平成20年の学習指導要領と大きく変わるところはない。しかし、色や形のとらえ方が発達段階に応じて、異なった表現で述べられており、〔共通事項〕への理解がより進んだことが分かる。

## 2 指導計画の作成と内容の取扱いについて

一方、「指導計画の作成と内容の取扱いについて」は、平成20年の学習指導要領とは大きく異なり、多くのページが割かれ充実している。〔共通事項〕に関しても、より具体的に述べられており、特に第2の内容の取扱いについては、色相、明度、彩度の3属性を意識した書き方となっており、低学年で色相、中学年で明度、高学年で彩度と、児童の発達段階に応じて、より難易度が高くなるような指導体系が示されている。

「第3指導計画の作成と内容の取扱いについて」は、以下の通りである。

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

(9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること<sup>6)</sup>。

## Ⅲ 学年別年間指導計画の作成

学習指導要領における〔共通事項〕に関する記載は、先に述べたとおりである。学習指導要領は学校教育府に基づき各教科の教育内容を規定しているが、その内容は教育内容の概ねを示したものにすぎなく、守るべきものではあるものの、守ることが困難な内容ではない。

但し実際の指導計画の作成にあたっては、いくつかの規律があることから、本章ではその規律を整理し、〔共通事項〕の標準的な指導法に則った

各学年の指導計画の作成について述べる。

### 1 指導内容の学年別配当

年間指導計画を作成にあたっての、必要な要件は、先に述べた学習指導要領によって定められている。

例えば開隆堂の教科書では低学年の場合、1・2年にまとめられ、それを上下とし、「1・2上」、「1・2下」の2冊へと分けている。実際の現場では1・2上、1・2下を並列的に使用するのではなく、1年生で1・2上、2年生で1・2下を順番に使用することが多いが、1年、2年という分け方をしないのは、学習指導要領において、指導内容が1,2年生のくくりで示されているからである。

また図画工作科の教科書は算数科のように、教科書の最初から順を追って進める様な利用ではなく、全てのページから題材を選択して授業が進められる。そういう意味では1・2年というくくり方は、1年の中から題材を選択するのに比べて、選択肢が倍に増えるということになる。

#### 1) 時間の配当について

各学年に配当されている最低時間数は学習指導要領に示されており、1年は68時間、2年は70時間、3年は60時間、4年は60時間、5年は50時間、6年は50時間が配当されている。もちろん学習指導要領で示した時間数は、あくまでも最低時間数であり、この時間以上の時間を配当することは可能である。しかし年間指導計画を立案する場合には、実際の授業において計画より時間がかかる可能性を考慮し、小論では最低時間を基準にする。

学習指導要領によって各学年に配当された時間を、更に各学期へ配分をおこなう。現在、学校教育では2学期制、3学期制が採用されているが、多くの小学校では3学期制のため、小論では3学期に配分をおこなう。例えば、小学1年生の場合には図画工作科に年間68時間の授業時間が配当され、それを1学期に22時間、2学期に28時間、3学期に18時間を配分する。小学2年生以降も

同様に3学期へ配分をおこなう。(表.1)

#### 2) 材料や用具の使用について

小学校の各学年において使用すべき材料や用具は、学習指導要領の「指導計画の作成と内容の取り扱い」において、各学年別に規定されている。これらの材料用具は挙げられた学年で「用いること。」と述べられているように、各学年では使用しなくてはならないものである。また総則の「第2教育課程の編成」でも、以下のように述べられている。

##### (1) 内容等の取り扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。<sup>7)</sup>

この様に内容の取り扱いで示された事項は、拘束性を持っているが、低学年に配置されているパスに関しては、大半の小学校で使用することはない材料・用具であり、拘束性を持った使用に関しては非常に困難だといわざるを得ない。

学年	〔共通事項〕	材料や用具		時間数	
		材料	用具	年間	学期
1	形や色 触った感じ (テクスチャ)	土 粘土 木 紙 クレヨン パス	はさみ のり 簡単な 小刀類	68	22
					28
					18
2				70	24
					28
					18
3	色の明るさ (明度) 組合せによる感じ	木ぎれ 板材 釘 水彩絵の具	小刀 のこぎり 金づち	60	20
					24
					16
4				60	20
					24
					16
5	動き バランス 色の鮮やかさ (彩度)	針金	糸のこぎり	50	16
					20
					14
6				50	16
					20
					14

表.1 指導内容の学年別配当

① クレヨン、パスについて

この学習指導要領におけるクレヨン、パスという表記は、JIS S 6026:200「クレヨン及びパス」の表記に従ったもので、英語表記では“Crayons and oil pastels”となっていることから分かるように、所謂、粉っぽいパスのことではなく、軟質のオイルパステルのことをさしているかと思われる。実際のところ教育現場で使われている描画材はクレヨンではなくオイルパステルが主流で、これは蠟分が多いクレヨンは色乗りが悪く、色面を塗るのには適していないからである。オイルパステルという名前は馴染みのない名前だが、クレパスと呼ばれる製品がそれに該当しており、この名称の方が広く知られているものの、クレパスはサクラクレパスの開発したオイルパステルの商品名であることから、学習指導要領ではパスと表記しているのだと考えられる。

但し実際に使用されるのはクレヨンとパスではなく、クレヨンもしくはパス（オイルパステル）のどちらかであることから、正確には「クレヨン、パス」ではなく、JIS 規準に従って「クレヨン及びパス」と表記するか、もしくは「クレヨンもしくはオイルパステル」とするのが正しいといえる。

② 水彩絵の具について

これらの材料や用具は規定される学年より先行して使用することは可能だが、使用方法は留意する必要がある。例えば水彩絵の具は学習指導要領では3・4年生での使用が規定されているが、「えのぐじま」<sup>8)</sup>や「にじいろコレクション」<sup>9)</sup>などの3年生より前の学年でも使用されている。この様に学習指導要領で定められている学年より前での使用に関しては、水彩絵の具のセットの購入などを児童に負担を求める根拠が希薄なため、購入させるなどの負担を求めるのではなく、教員が用意する共同絵の具を使用することが望ましいといえる。

実際の教育現場では、3年次より絵の具の使用が学習指導要領によって規定されているので、3年次ではなく、先行して2年次に購入させている

学校が多く見受けられる。しかし、低学年の題材である「えのぐじま」<sup>8)</sup>の場合は、教科書を発行している開隆堂の『図画工作学習指導書1・2下』においても、共同絵の具の利用を前提に指導が組み立てられていることから、2年次に購入させている学校については、保護者の理解のもと進めているという認識が必要である。

また各学年で規定された材料や用具は、後の学年でも使用することは可能であり、発達段階に考慮しながら繰り返し使用することが望ましいとされている。

3) 〔共通事項〕について

各学年における〔共通事項〕の目標及び内容については、「1 〔共通事項〕について」で述べたが、その細かな取り扱いに関しては「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」において定められている。

① 第1学年及び第2学年（低学年）

「触った感じ」というのは造形要素でいうところのテクスチュアに相当するが、「第2 各学年の目標及び内容」では触った感じについて直接言及する箇所がないことから、ここでの扱いに若干の唐突感がある。しかし所謂「テクスチュア」は基礎造形において造形要素に含まれること、また各学年の目標及び内容では「色や形など」と色と形に限定するのではなく、若干の含みを持たせていることから、〔共通事項〕の取り扱い内容と考えて良いだろう。

また低学年における色の指導に関しては、「感じを捉えること」と書かれているのみであり、色そのものの違いを認識して、そして色によって異なるイメージを捉えるのに留まった指導内容となっている。これは学習指導要領において、基本的に混色の指導までを求める内容にはなっていないことによるものであり、(表.1)「指導内容の学年別配当」でも示したように、低学年で使用される描画材は「クレヨン、パス」であり、混色には不向きである。

もちろん先にも示した「にじいろコレクション」<sup>11)</sup>のように、指導要領の範囲を超えて混色を指導す

る題材もない訳ではないが、その際には共同絵の具を使用するなどの配慮が求められてくるだろう。

## ②第3学年及び第4学年（中学年）

中学年に関しては色や形だけではなく「組合せ」という概念が示されている。この「組合せ」は、それ自体が造形要素ではなく、造形要素を利用する方法である。低学年の配慮事項は色と形によるイメージを捉えることだが、中学年になると色と形のイメージだけではなく、それらを組合せてつくられるイメージを捉えることと指導内容が高度化している。

また色の指導に関しても低学年の場合は感じを「捉えること。」のみだが、中学年では「色の明るさを捉えること。」と、色の3属性の明度が扱われている。但し、ここでいう明度は色彩学で構造的に位置づけられた明度ではない。

例えば黄色と赤という色相の違いがある場合でも、それぞれの色に固有の明度が存在し、黄色と赤では黄色の明度は高く、赤の明度は低いという位置づけがなされている。しかし、ここでいう「色の明るさ」とはこの様な異なる色相の数値化された明度ではなく、ただ単に赤に白をたすとピンク色になるといった様な、同一、類似色相における色の明るさの変化だと考えられる。

## ③第5学年及び第6学年（高学年）

高学年の〔共通事項〕に関しては、「動き」「奥行き」「バランス」が学習指導要領において、示されている。しかし「動き」や「奥行き」や「バランス」は、それ自体が造形要素というわけではなく、色や形などの造形要素と並列的に扱われるものではない。つまり、「動き」や「奥行き」や「バランス」は、造形要素のように表現を生み出す原因ではなく、結果だといえる。

これらの内容に関しては、学習指導要領によって、低学年では色や形を体験し、中学年では組合せによってイメージが作りだされることを理解するように位置づけられている。そして高学年では組合せによって生み出されたイメージを、「動

き」「奥行き」「バランス」といった具体的な視覚効果と結びつけて理解できるよう徐々に高度化し指導内容が位置づけられている。

また色の指導に関しても、中学年で「明度」を学習するのに対して、高学年では「色の鮮やかさ」として彩度についての学習が示されている。この色の3属性については、私たちが通常色の違いという捉え方をするのは色相の事で、赤、青、黄色などという固有色名も多くは色相の差を示すことから一番理解しやすいものである。

続いて学習する明度は色の明るさを意味するが、同一色相の場合は白を加えれば明度が上がり、黒をたせば明度が下がることから、同一色相内に限定すれば、理解しやすい学習内容だといえる。しかし彩度に関しては、彩度の違いを認識すること、作り出す事は難しい。例えば赤の明度を上げること、赤に白をたしてピンクになることは直感的にも理解しやすいが、赤の彩度を落として茶色になることは直感的にも理解しにくい。

そういう意味では色の指導に関しては、低学年から高学年に向けて、色相、明度、彩度と難易度が高まる様に位置づけられている。

## 2 指導内容の分類と管理

1節では、年間指導計画を作成するにあたって必要な時間配分を入れたフォーマットを作成した。そこで本節では時間を配分した年間指導計画のフォーマットへ、各題材を配置していくための準備として、題材における指導内容の分類と整理を行う。

### 1) 題材配置の条件

各題材を年間指導計画へ配置していくにあたっては、指導計画作成にあたっての留意点が学習指導要領によって示されている。年間指導計画の作成にあたって、直接関わりのある留意点を抽出すると、以下の通りである。

#### ①「B鑑賞」の独立した授業の実施

図画工作科の教育内容は大きく分けると「A表現」と「B鑑賞」、〔共通事項〕に分けられるが、

その配分は必ずしも等しくなる必要はないとされている。但し、表現の授業において鑑賞を関連づけて指導することにより、鑑賞時間の充実を図ることを求められている。また指導の効果を高めるために、必要に応じて鑑賞の授業を独立して行うことも示されており、年間指導計画の中にも、年間に一度は入れておくことが望ましいと考える。また鑑賞教育を独立して行う場合は、1時間～2時間程度と短時間教材になるため、時間が細分化された場合にも、配置しやすい題材だといえる。

### ②「絵や立体」と「工作」の均等

図画工作科は、第二次世界大戦中に図画科と工作科等を統合してつくった芸能科が元となっているが、戦前はそれぞれ別の教科であった。また実技系教科であるものの、音楽のような専科の教員による指導体制を持たない図画工作科にとっては、指導内容が平易なものへと流れやすいことから、絵画偏重にならないように、「絵や立体」と「工作」の均等が求められている。

### ③「共同して作り出す活動」の実施

共同して作り出す活動を適宜取り上げるように示されていることから、年間指導計画の中にも、年間に一度は入れておくことが望ましいだろう。また低学年においては、よりよい児童の発達を促すためにも造形遊びなどに関連しながら、おこなう必要がある。

### ④低学年における幼稚園等との関連の考慮

(表.1)「指導内容の学年別配当」を見ても分かるように、図画工作科における各学年の授業時間数は、低学年に多くの時間が配当されている。これは幼稚園等と小学校との接続を意識した結果であり、その様な役割が期待されていること示している。とくに造形遊びは元々、幼稚園等での教育内容であることから、幼稚園との親和性は高いと思われる。造形遊びを増やす場合は、低学年は中学年と比べると1年生で8時間、2年生で10時間多い。これが幼稚園からの接続に対する補充だと考えるのであれば、8～10時間程度が、それに充てることが可能である。

### 2) 内容の分類

以上で示された条件を考慮し、先に示した年間指導計画のフォーマットへ、各題材を配置していくが、各題材の配置においては、各題材の教育内容に偏りが無いよう、バランスの良い配置が必要となってくる。そこで各題材の教育内容を学習指導要領に則って、①造形遊び、②絵や立体、③工作、④鑑賞、⑤〔共通事項〕の5つに分類することとした。その関係を(表.2)「教育内容の分類と関係」に示す。

表現			鑑賞
造形遊び	絵や立体	工作	鑑賞
鑑賞			
〔共通事項〕			
色や形によるイメージ			

表.2 教育内容の分類と関係

### 3) 題材の管理

年間指導計画に配置される題材は、選択肢を増やすために、可能な限り多くのものが蓄積されるのが望ましい。多くの題材が蓄積されると、効率よく年間指導計画に配置していくために、分類・整理をして管理する必要がある。

管理は、各題材に分類ごとにインデックスをつけて整理を行う。各題材につけるインデックスは、①題材名、②配当学年、③配当時間、④教育内容、⑤〔共通事項〕、⑥材料や用具、⑦引用先、⑧作成日とする。各インデックスの詳細な内容について、以下に述べる。

#### ① 題材名

題材を作成した場合は、指導内容を端的に示す

ような題材名をつける。教科書などに記載されている題材については、その名前を用いる。

② 配当学年

配当学年については、小学校1年生～6年生を選択する。また教科書に記載されている題材の場合、「1・2年上」に掲載されている場合は、1・2年上と、そのまま記す。

③ 配当時間

各題材を行うにあたって必要な時間を記入する。ここで示す時間は小学校における一単位時間である。1時間は45分である。

④ 教育内容

教育内容は(表.2)「教育内容の分類と関係」で示した分類に基づいて、造形遊び、絵や立体、工作、鑑賞、〔共通事項〕の分類項目から選択し整理を行う。ただし分類は1つの題材に対して1つの分類項目に紐づけられるのではなく、1つの題材に対して複数の分類項目が紐づけられることにし、より関係性が深いものから順に3つまで記載をおこなう。これは後に年間指導計画のフォーマットへ配置していく際に、複数の条件付けをして選択した結果、「該当がない」という事態を防ぐためである。

但し、「鑑賞」に関しては、全ての表現題材の中に含めることが可能だが、今回は独立単位としての鑑賞及び鑑賞活動に重点が置かれている題材のみを「鑑賞」と扱うこととする。また〔共通事項〕に関しても、その内容の特性から、全ての題材に関わってくるが、分類上は関係が深いもののみを〔共通事項〕とする。

⑤ 〔共通事項〕

〔共通事項〕に関しては、学習指導要領で示された、「形や色」、「触った感じ(テクスチュア)」、「色の明るさ(明度)」、「組合せによる感じ」、「動き」、「バランス」、「色の鮮やかさ(彩度)」について記入をする。

⑥ 材料や用具

材料や用具は、その題材で使用するものを記載する。学習指導要領で使用することが定められて

いる材料や用具は(表.1)「指導内容の学年別配当」で示されたとおりであるが、それ以外の材料や用具があっても問題はない。但し、(表.1)で示された用具や材料が指定された学年での使用がなかったといった事態にならないよう留意すること。

⑦ 引用先

題材を教科書等から引用した場合については、その引用先を記す。また引用ではないオリジナルの題材の場合には、オリジナルとし、制作者が分かるものに関しては制作者の氏名を記す。

⑧ 作成日

題材の作成された日付を、分かる範囲内で入れる。教科書等からの引用の場合は、出版年を入れる。全く分からない場合は空欄となる。

以上、題材の管理に係るインデックスとなる。実際に作成を行うと、(表.3)のように分類される。

① 題材名	光と色のファンタジー	
② 配当学年	3・4上	
③ 配当時間	4	
④ 教育内容	工作〔共通事項〕 鑑賞	
⑤ 〔共通事項〕	組合せによる感じ	
⑥ 材料や用具	カッターナイフ、カッターマット、定規 あき箱、色セロファン	
⑦ 引用先	図画工作 3・4上 p.14	開隆堂出版株式会社
⑧ 作成日	2/24/2014	

表.3 題材管理票

3. 題材の配置

3章の1節において、時間配分を入れた年間指導計画のフォーマットの作成をおこない、2節で年間指導計画に配置する題材の分類整理をおこなった。そこで本節では実際に年間指導計画のフォーマットへ題材を配置して、完成までの手順を述べる。

1) 作成手順

年間指導計画のフォーマットに、各題材を選択し配置する。題材は① 造形遊び、② 絵や立体、

③ 工作, ④ 鑑賞, ⑤〔共通事項〕のタグをつけて管理し, 作成手順に則り選択して配置する。〔共通事項〕の標準的指導法における年間指導計画の作成手順について, 小学1年生を例にして, 以下に述べる。

① 基準となる材料や用具の配置

小学1年で扱うべき材料・用具は以下の通りである。

材料：土, 粘土, 木, 紙, クレヨン, パス

用具：はさみ, のり, 簡単な小刀類

このうち紙, はさみ, のりは多くの題材で使用されることから, それ以外の材料・用具を使用した題材を優先的に配置する。

②〔共通事項〕の配置

小学1年で扱う〔共通事項〕は, 形や色, 触った感じ(テクスチュア)となっている。形や色に関しては, 全ての題材において含まれるが, 触った感じに関しては, 材料を参照し関連づける。小学1年生に関しては, 粘土と関連づけることとした。

③ 造形遊びの配置

造形遊びを配置する。低学年は中学年と比べると1年生で8時間, 2年生で10時間多く配分されている。これが幼稚園との接続に係る補充だと考えるのであれば, 1年生は幼稚園等との接続を考慮し, 8単位時間程度を目安に多く造形遊びを配置する。

④ 共同して作り出す活動の配置

①～③までの間に共同して作り出す活動が配置されていない場合には, 2単位時間程度の題材を1つ入れる。小学校1年生の場合は, ③の造形遊びの中に, 共同して作り出す活動「いろいろならべて」<sup>12)</sup>があったため, 改めて入れる必要はなかった。

⑤「絵や立体」と「工作」の均等配置

①～④までに入れた題材の総時間数を数え, 未配置分の時間数を調べる。また

①～④までに入れた題材の「絵や立体」と「工作」の時間数を比較し, 未配置分の時間を使用し, ほぼ等しく配置する。

⑥ 独立した鑑賞授業の配置

以上の題材を学期ごとに配置した際に, 時間が細分化され配置できない時間が発生した場合, もしくは研究授業, 学外実習などで, 鑑賞授業が必要な場合に, 1単位時間～2単位時間を目安に独立した鑑賞授業を配置する。

2) 年間指導計画

1)の作成手順に則って作成した小学1年の年間指導計画の例を示す。(表.4)今回は分かりやすく示すため, 開隆堂出版株式会社の教科書「わくわくするね」<sup>13)</sup>の題材を基に作成した。

学年	学期	時間数	題材名	分類	主な材料や用具
1年	1学期	1	すきなもの いっぱい	絵	クレヨン 紙
		2	「自分マーク」で みんなともだち	絵	クレヨン 紙
		3	しぜんとなかよし	造形遊び	木
		4	ひかりのくにの なかまたち	工作	はさみ
		5	クルクルぐるーり	絵	絵の具 紙
		6	いろいろならべて	造形遊び	
		7	チョッキンパッドがかざろう	工作 鑑賞	はさみ 紙 のり
		8	みてみて, いっぱいつくったよ	立体	粘土
		9	さわって, はって, たしかめて	絵	紙 のり
		10	のぼしてべったん	工作	紙 粘土
		11	てでさわってかくの きもちいい!	絵	絵の具 紙
	2学期	12	どうぶつむらのピクニック	立体	はさみ 紙
		13	びっくりピヨーン	工作	はさみ 紙
		14	えがおつうしん にっこり ニュース	絵	クレヨン 紙
		15	おさんぽトコトコ	工作	はさみ 紙
		16	うつしてあそぼう	造形遊び 鑑賞	絵の具 クレヨン 紙
		17	くしゃくしゃがみからうまれたよ	工作 鑑賞	紙 のり
		18	はっけん!あたらしいなかま	絵	紙
		19	できたらいいな, こんなこと	絵	クレヨン 絵の具 紙
		20	おおきなかみでわっくわく	造形遊び	紙
		21	こころのはなをさかせよう	絵	クレヨン 紙
		22	ゆめのまちなさんちようめ	工作	はさみ 紙
3学期	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				

表.4 1年生 年間指導計画

## おわりに

以上、小論では図画工作科における〔共通事項〕の指導法として、平成29年の学習指導要領の考察を進めながら、年間指導計画の立案の方法を示した。

現在、図画工作科で用いられる教科書は、東京書籍株式会社が撤退したことにより、日本文教出版株式会社と開隆堂出版株式会社の2社のみとなっている。平成29年の学習指導要領の改訂では直接的な授業時間の削減はなかったものの、過去の指導要領の改訂によって削減された授業時間数が、元に戻ることを期待するのは現実的ではないだろう。そういった状況下で、図画工作科の振興を考えた場合、より多くの教員に図画工作科の意義を理解してもらうとともに、指導力の向上を図ることが、当面の課題だといえる。

今後は、今回示した年間指導計画と題材の配置に基づき、具体的な〔共通事項〕の指導法に基づいた指導案の作成と指導方法について、明らかにする予定である。

本研究は科学研費 基盤研究(C) (26381224)の助成を受けたものである。

## 註

- 1) 文部科学省, 科学研費 基盤研究(C) (26381224)
- 2) 文部科学省, 『小学校学習指導要領(昭和43年告示), 1968
- 3) 文部科学省, 科学研費 基盤研究(C) (21530967)
- 4) 久保村里正, 「2008年における学習指導要領・図画工作科の改訂」, 『教育研究所紀要第18号』, 文教大学教育研究所, 2009, pp.42-43
- 5) 文部科学省, 『小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 図画工作編』, 東洋館出版社, 2018, p.181, pp.14-141
- 6) 上掲書, pp.142-144
- 7) 文部科学省, 『小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 総則編』, 東洋館出版社, 2018, p.181
- 8) 日本造形教育研究会, 『みんなおいでよ』, 開隆堂出版株式会社, 2014, pp.10-11
- 9) 上掲書, p.13
- 10) 日本造形教育研究会, 『図画工作学習指導書1・2下』, 開隆堂出版株式会社, 2014, p.62

11) 前掲書7, p.13

12) 日本造形教育研究会, 『わくわくするね』, 開隆堂出版株式会社, 2014, p.13

13) 上掲書